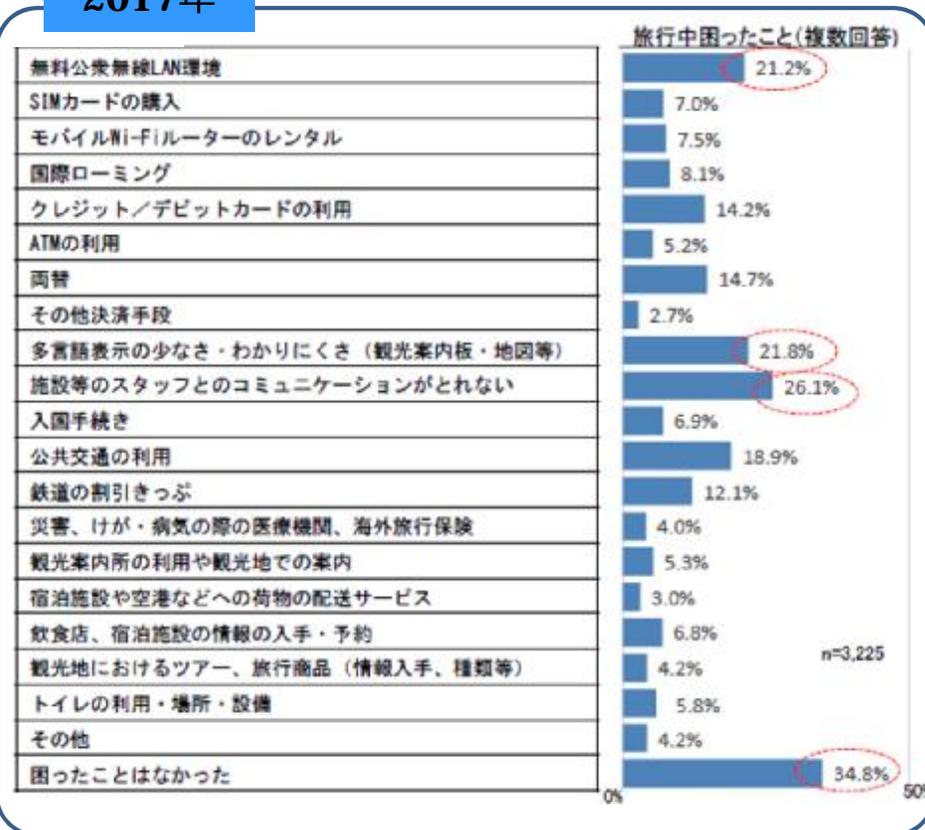


宿泊税充当事業・宿泊税制度 に係る検討資料

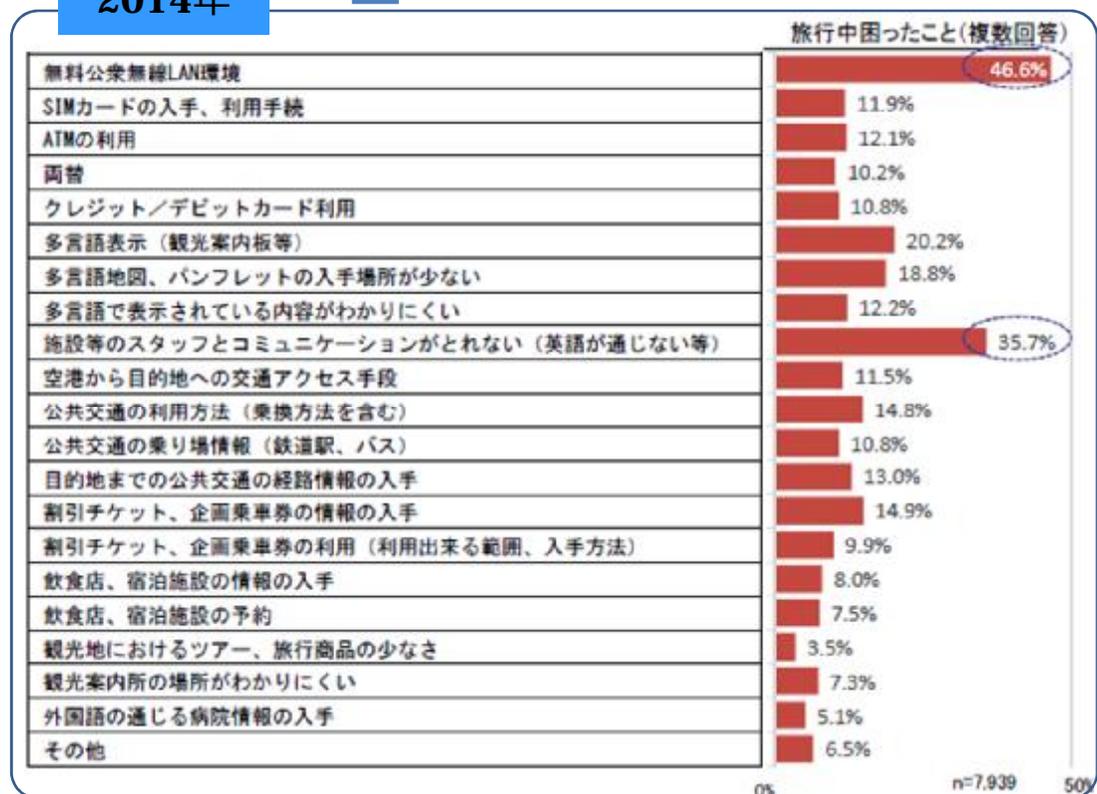
訪日外国人旅行者のニーズの変化

- 2017年の旅行中困ったことは、「施設等のスタッフとのコミュニケーションが取れない」が**26.1%**で最も多く、次いで「多言語の分かりにくさ」が**21.8%**、「無料公衆無線LAN環境」が**21.2%**となっている。
- 2014年は、「無料公衆無線LAN環境」が**46.6%**で最も多く、次いで「施設等のスタッフとのコミュニケーションが取れない」が**35.7%**で続いた。

2017年



2014年



出典：観光庁「訪日外国人旅行者の受入環境整備における国内の多言語対応に関するアンケート」（2017）
「訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関するアンケート」（2014）

- 防災の関係で、リリリの防災アプリの多言語化も進んでおり、大使館などにも情報提供して喜ばれていると聞いている。NHKも巻き込んでやれば良いのではないか。
- 難波で課題となっているのは、トイレとゴミと治安。
- 観光を一括りにするのではなく、ビジネス（MICE）と分けるべき。ビジネスはビジネスの戦略を、観光客は観光客の戦略を立てて、宿泊税の使い方も分けて考えるべき。
- 受入環境整備としてのキャッシュレスは、3年前には全く認識はなかった。今では、日本・関西・大阪は、キャッシュレスでは最後進国になっている。
- ITを活用した文化財の多言語対応などが必要。大阪は歴史文化が豊かというが、多言語対応できていない。風情が良いだけでなく、説明も必要。QRコードは十分対応できる
- 夜の観光は非常に重要。海外の主要都市と比べて夜のエンターテインメントが少ない。映画やコンサートは外国人に向けて発信できていない。ミュージカルも数が少ない。戦略的に、もしかしたら、ミナミより梅田に近い方が良いかもしれない。
- スポーツツーリズム、スポーツMICEが絶好のチャンスではないかと思う。

東京都 平成30年度 観光関連予算:375億円 (うち、宿泊税財源は約25億円) ★は平成30年度新規事業

外国人旅行者等の誘致 187億円

- 外国人旅行者誘致の新たな展開
欧米豪を中心とした富裕層プロモーション など 52億円
- MICE誘致の推進
国際会議・報奨旅行等の誘致・開催に係る支援、
文化施設等のユニークベニュー活用 15億円

外国人旅行者の受入環境の充実 61億円

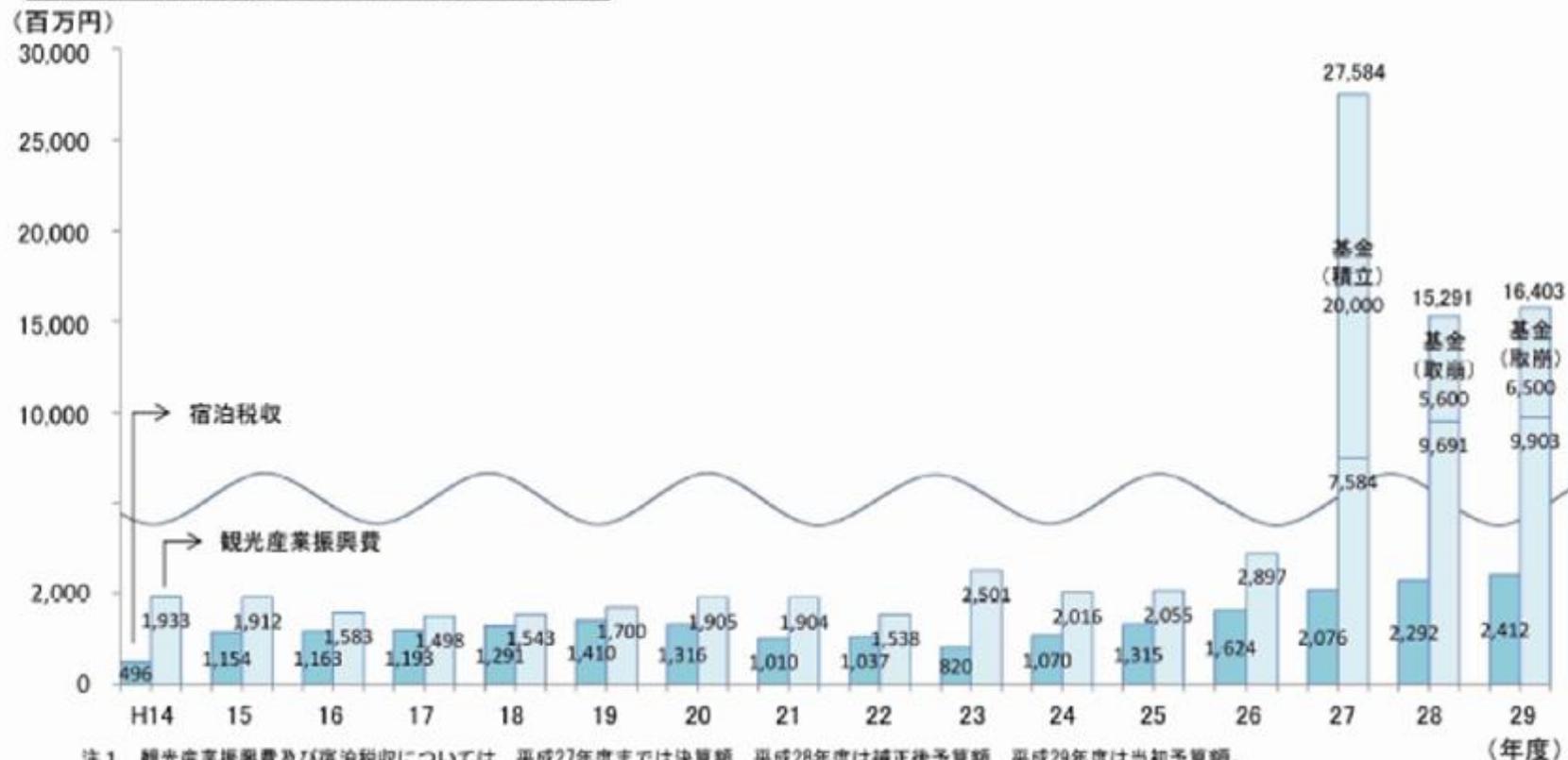
- 観光案内所の充実
広域観光案内拠点、観光案内窓口の整備 31億円
- 観光運営・インバウンド対応力強化事業
外国人旅行者が都内で快適に移動・滞在できるよう、
事業者の行う取組みを支援 6億円
- ★タクシー事業者向け多元と対応端末導入補助事業
タクシー事業者に対し多言語対応タブレットを導入 1億円
- 温かく迎える仕組みづくり
多様な文化・慣習への対応、情報通信技術を活用
した観光情報の提供、観光ボランティアの育成 5億円
- 外国人旅行者等への医療情報提供体制整備
民間医療機関における外国人患者受入体制整備
に係る支援 1億円
- ★観光バス駐車場整備補助
路上駐車による渋滞や交通事故を防止するため、
観光バスの受入環境を整備 7百万円

多彩な観光資源の開発・発信 126億円

- 東京ライトアップ発信プロジェクト
建造物等を保有する民間事業者・区市町村等に対し、
ライトアップの助成を行うモデル事業 3億円
- ★ナイトライフ観光の推進
海外都市の取組事例等の調査、都内でナイトライフを
楽しめる観光スポットや観光ルート等の発信 0.7億円
- ★東京プロジェクションマッピングプロジェクト
プロジェクションマッピングイベントを開催する区市町村・
観光協会等の支援 0.3億円
- 水辺の魅力を活かした東京の顔づくり
隅田川等における夜間照明施設の整備やテラスの連続化
などの「水辺の動線化」、両国リバーセンター整備事業を
はじめとした「賑わい誘導エリア」の施策展開 16億円
- 島しょの「魅力発見」と「ブランド化」に向けた取組
ブランド製品の販路拡大、戦略的なプロモーション 3億円
- ★VRを活用した多摩・島しょPR事業
自然を体感できるVR映像の製作 0.2億円

東京都の観光産業振興費と宿泊税収の推移

観光産業振興費と宿泊税収の推移



注1 観光産業振興費及び宿泊税収については、平成27年度までは決算額、平成28年度は修正後予算額、平成29年度は当初予算額。
 注2 平成27年度以降の観光産業振興費については、平成27年度に創設された東京都おもてなし・観光基金に関連した事業費を含む。

<参考>東京都おもてなし・観光基金

平成27年度に、東京を訪れる国内外の旅行者に対する受入環境の充実及びその他観光都市としての東京の発展に資する事業に要する資金に充てるため、「東京都おもてなし・観光基金」を創設。

(単位: 億円)

	平成27年度				平成28年度			平成29年度		
	予算	最終修正積立額	取崩額	最終修正後残高	積立額	取崩額	最終修正後残高	積立額	取崩額	年度末残高
東京都おもてなし・観光基金	200	0	0	200	0	▲ 56	144	0	▲ 65	79

東京都の宿泊税制度

【表3 調定額の推移】

単位：百万円

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
100円	213	509	507	505	539	575	570
200円	283	645	656	688	751	834	745
計	496	1,154	1,163	1,193	1,291	1,410	1,316

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
100円	447	446	356	463	571	715	902	975
200円	562	591	464	607	743	909	1,175	1242
計	1,010	1,037	819	1,070	1,315	1,624	2,076	2,217

※毎年度末現在の数字による。端数計算により各税率の税収を合算したものが計と異なる場合がある。

【表4 課税人員の推移】

単位：千人

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
100円	2,130	5,092	5,067	5,049	5,392	5,754	5,702
200円	1,415	3,222	3,279	3,440	3,758	4,172	3,727
計	3,546	8,315	8,346	8,490	9,150	9,927	9,430

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
100円	4,475	4,461	3,558	4,627	5,715	7,148	9,018	9,747
200円	2,814	2,956	2,318	3,036	3,716	4,546	5,874	6,210
計	7,288	7,417	5,876	7,663	9,431	11,694	14,891	15,957

※毎年度末現在の数字による。端数計算により各税率の税収を合算したものが計と異なる場合がある。

【表5 登録施設数の推移】

単位：件

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
ホテル	279	286	302	311	331	352	368
旅館	45	48	53	58	57	66	73
計	324	334	355	369	388	418	441

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ホテル	348	347	358	364	381	392	407	425
旅館	88	103	104	106	123	151	173	194
計	436	450	462	470	504	543	580	619

※毎年度末現在の数字による。

【表6 観光産業振興費】

単位：百万円

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1,933	1,912	1,583	1,498	1,543	1,700	1,905	1,904

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1,538	2,501	2,016	2,055	2,897	27,584	12,660	16,403	16,601

※平成14年度から平成28年度までは、決算額。平成29年度及び平成30年度は予算額。

※平成27年度から、「東京都おもてなし・観光基金」を投置。

他団体における宿泊税制度との比較

団体名	大阪府	東京都	京都市	金沢市																												
目的	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光振興を図る	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る																												
実施時期	平成29年1月から	平成14年10月から	平成30年10月1日（予定）	平成31年4月1日（予定）																												
対象	以下の施設における宿泊者 ホテル 旅館 簡易宿所 特区民泊 新法民泊(H30.10.1から(予定))	以下の施設における宿泊者 ホテル 旅館	以下の施設における宿泊者 ホテル 旅館 簡易宿所 新法民泊	以下の施設における宿泊者 ホテル 旅館 簡易宿所 新法民泊																												
税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以上 15,000円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>15,000円以上 20,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	10,000円以上 15,000円未満	100円	15,000円以上 20,000円未満	200円	20,000円以上	300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以上 15,000円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>15,000円以上</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	10,000円以上 15,000円未満	100円	15,000円以上	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上 50,000円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	20,000円未満	200円	20,000円以上 50,000円未満	500円	50,000円以上	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	20,000円未満	200円	20,000円以上	500円
宿泊料金	税率																															
10,000円以上 15,000円未満	100円																															
15,000円以上 20,000円未満	200円																															
20,000円以上	300円																															
宿泊料金	税率																															
10,000円以上 15,000円未満	100円																															
15,000円以上	200円																															
宿泊料金	税率																															
20,000円未満	200円																															
20,000円以上 50,000円未満	500円																															
50,000円以上	1,000円																															
宿泊料金	税率																															
20,000円未満	200円																															
20,000円以上	500円																															
非課税事項免税点等	1人1泊1万円未満の宿泊	1人1泊1万円未満の宿泊	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者	—																												

※ ホテル、旅館、簡易宿所：旅館業法に規定 特区民泊：国家戦略特別区域法に規定 新法民泊：住宅宿泊事業法に規定

海外のホテル税等の事例

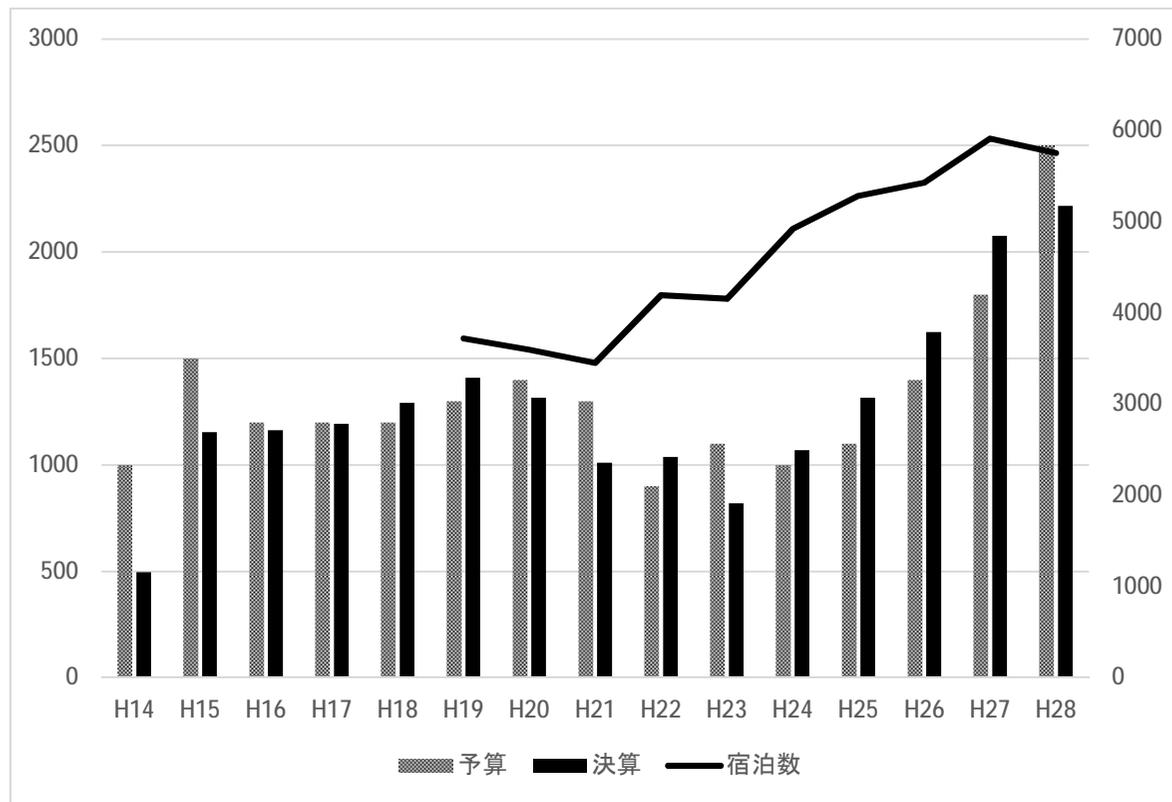
国名	アメリカ				イタリア	フランス	ドイツ
自治体名	ロサンゼルス市	サンディエゴ市	ニューヨーク市	ハワイ	ローマ	パリ	ベルリン
税名称	※TMD課税	TMD課税	ホテルユニットフィー	宿泊税	滞在税	滞在税	宿泊税
徴収対象	・ロサンゼルス市内の50室以上を有するホテルの宿泊者（*ロサンゼルスで50室以上あるホテルは約170件）	①サンディエゴ市内の30部屋以上の宿泊施設 ②サンディエゴ市内の上記以外の宿泊施設	・ニューヨーク市内のホテル宿泊者、もしくは仲介業者（宿泊者が仲介業者を通して予約した場合）	・宿泊施設等	・11歳以上のローマに宿泊する旅行者	・18歳以上 ・パリ20区内のホテルに滞在する旅行者	・ベルリンに宿泊する旅行者
税率等	宿泊料の1.5%	①宿泊料の2% ②宿泊料の0.55%	1室1泊につき 10ドル以上20ドル未満 : 0.5ドル 20ドル以上30ドル未満 : 1ドル 30ドル以上40ドル未満 : 1.5ドル 40ドル以上 : 2ドル *1ドル=119.34円 (2015.9.7現在)	朝食代金等のサービス料を除いた室料の9.25%	1人1泊につき ◆ホテル 1～2つ星ホテル : 3ユーロ 3つ星ホテル : 4ユーロ 4つ星ホテル : 6ユーロ 5つ星ホテル : 7ユーロ ◆アグリトゥーリズム（農家民泊）、レジデンス（アパート） : 4ユーロ ◆B&B、バカンスハウス、部屋貸し : 3.5ユーロ ◆キャンプ場などの野外施設 : 2ユーロ *1ユーロ=133.13円 (2015.9.7現在)	1人1泊につき 1つ星ホテル、B & B : 0.83ユーロ 2つ星ホテル : 0.99ユーロ 3つ星ホテル : 1.65ユーロ 4つ星ホテル : 2.48ユーロ 5つ星ホテル : 3.3ユーロ パレスホテル : 4.4ユーロ *1ユーロ=133.13円 (2015.9.7現在)	朝食代金等のサービス料を除いた室料の5%
使途	ロサンゼルスTMDでのビジネス会議や観光旅行のためのプロモーション活動に利用	サンディエゴの観光プロモーションに活用	TMDの観光開発、プロモーション等	ハワイの観光機関「ハワイ・ツーリズム・オーソリティー」を通じ、ハワイ州の観光促進に活用	宿泊施設の維持、文化財及び景観の維持・再生、それに関連する地方公共サービスの維持・再生を含む観光業への財政的支援に活用	観光プロモーション等に活用	観光振興のため、税の一部が博物館や観光名所への支援に活用
出典	・ロサンゼルス観光局HP ・LATimes HP	・サンディエゴ市HP	・ニューヨーク市HP	・日本ツアーオペレーター協会HP ・ハワイ州税務局HP	・イタリア政府観光局HP ・H25文化庁「文化政策に充当する財源に関する調査研究」	・パリ観光局HP	・ベルリン市HP

※TMD・・・Tourism Marketing District. 観光マーケティング地区。地区のプロモーション活動の資金を捻出するため、地区内に立地するホテル売上額に課税する仕組み。

東京都の延べ宿泊数及び宿泊税の状況

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
予算	1000	1500	1200	1200	1200	1300	1400	1300	900	1100	1000	1100	1400	1800	2500
決算	496	1154	1163	1193	1291	1410	1316	1010	1037	820	1070	1315	1624	2076	2217
割合	49.6%	76.9%	96.9%	99.4%	107.6%	108.5%	94.0%	77.7%	115.2%	74.5%	107.0%	119.5%	116.0%	115.3%	88.7%
宿泊数						3718	3595	3452	4191	4152	4918	5282	5425	5908	5751

東京都ホームページ都税統計資料、H29.8.24 東京都税制調査会「宿泊税に関する資料」及び観光庁「宿泊旅行統計調査報告」より。
H14予算欄の数字は予算概要書の額。泊数はH18以前のデータなし。



- ▼延べ宿泊数と税収は必ずしも連動しない。
- ▼社会情勢等の影響とみられる変動が大きい
- ▼予算と決算は、収入が前年並みで推移するときを除き差が出やすい。
- ▼税収の変動がみられる年は差が大きく、制度開始時等は特に顕著。

※予算決算は左目盛(百万円)、宿泊数は右目盛り(万人)